

指定管理者制度運用の基本方針

令和7年（2025年）5月

指定管理者制度運用の基本方針

1 公の施設の管理主体

本市の公の施設については、次に掲げる施設を除き、指定管理者が管理を行う。

(1) 個別の法律により、施設の管理主体が国又は地方公共団体に限定されている施設

◎看護専門学校

◎学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

(2) 以下に掲げる理由により、直営とすることが適当である施設

ア 市民の権利に影響する判定等行政自らが判断しなければならない業務を行うもの

◎身体障害者更生相談所

◎知的障害者更生相談所

◎精神保健福祉センター

イ 行政文書の収集、プライバシーに密接に関わる相談・指導等、業務の性質上行政が自ら行うことが適当であるもの

◎公文書館

◎消費生活センター

◎保健センター

ウ 市民の生活や健康に直接関わりがあり、特に安全性又は安定性の確保が求められるもの

◎水道

エ 個別の法律等により指定管理者が行うことができる業務が限定されており、当該業務のみを指定管理者に管理させるのでは非効率であるもの

◎中央市場

◎東部市場

◎食肉市場・と畜場

◎道路

◎準用河川

オ 種々の施設が一体となって公の施設を構成しているものであり、その一部の管理を指定管理者に行わせるのでは非効率であるもの

◎公共下水道

カ 直営としなければ国の補助金が受けられないなどの問題があるもの

◎地域交流センター

キ 施設の運営方法等を継続して検討する必要がある、当面直営とすることが適当であるもの

◎墓地

◎児童館

ク その他直営とすることが適当であるもの

◎保育園（大町第二保育園を除く。）

◎阿戸認定こども園

◎市営さん橋

◎草津岸壁

2 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者の選定に当たっては、公募を行う。ただし、次に掲げる施設については非公募とする。

ア 施設の性質上、専門的知識や豊富な経験を有する職員等によって継続的・安定的な行政サービスを提供することが必要な施設

- ◎図書館
- ◎公民館
- ◎現代美術館
- ◎文化創造センター
- ◎広島城
- ◎こども文化科学館
- ◎江波山気象館
- ◎交通科学館
- ◎郷土資料館
- ◎平和記念資料館
- ◎湯来福社会館
- ◎心身障害者福祉センター
- ◎障害者デイサービスセンター
- ◎皆賀園
- ◎安芸市民病院
- ◎大町第二保育園
- ◎こども療育センター
- ◎工業技術センター
- ◎農業振興センター・農業振興センター安佐分場
- ◎森林公園（昆虫館）
- ◎水産振興センター
- ◎安佐動物公園
- ◎植物公園
- ◎総合防災センター

イ 団体が所有・管理している施設と不可分な施設であるなど、公の施設の事業の実施に当たり団体の自主事業等と連携して行う方が効率的である施設

- ◎映像文化ライブラリー
- ◎中区民文化センター
- ◎国際青年会館
- ◎地域福祉センター
- ◎総合福祉センター
- ◎健康づくりセンター
- ◎広島駅南口地下広場
- ◎西蟹屋プロムナード
- ◎バスターミナル

- ウ 施設の設置経緯や管理・利用実態等に関し固有の事情があり、主な施設利用者や地元町内会等を指定管理者とする施設
- ◎近隣運動広場
 - ◎椎原児童プール
 - ◎湯来農村環境改善センター
 - ◎豪雨災害伝承館
 - ◎広島市民球場
 - ◎街区公園等
- エ 市民生活に直結した施設であり、災害対応等緊急時に迅速かつ的確な対応を必要とする施設
- ◎特定環境保全公共下水道
 - ◎農業集落排水処理施設
- オ 施設のあり方や運営方法等を継続して検討する必要がある、それらが決まるまでの間、従前の団体を引き続き指定管理者とする施設
- ◎中央公園（ファミリープールを含む。）
 - ◎青少年センター
- カ 後述する「6 指定の更新（更新制）」における更新制を適用した施設
- (2) 指定管理者候補者の公募に当たっては、別紙「指定管理者候補者の評価について」に定める欠格事項に該当する者のほか、「8 指定管理者の業務実施状況の評価」による評価結果が、2年連続して低評価となった公募施設の指定管理者にあつては、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないこととする。
- (3) 指定管理者候補者の選定基準については、次に掲げる事項を要件として定め、施設ごとに設置目的等に応じた要件を加える。
- ア 市民の平等利用を確保することができること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。
- (4) 公募とする施設の公募の期間は、原則として2か月半以上とする。
- (5) 指定管理者候補者の選定は、施設を所管する局に設置する指定管理者指定審議会の評定に基づき各所管局で行う。
- また、公募とする施設については、採点票の審議、申請者の書面評定・面接評定・順位の審議を行う審議会に外部委員を3名以上選任することとし、内部委員が外部委員の人数を上回らないこととする。
- (6) 指定管理者候補者の選定に当たっては、別紙「指定管理者候補者の評価について」を標準とする。

3 指定管理者の業務の範囲等

- (1) 使用許可等（使用の許可、占用の許可、専用の許可及び行為の許可並びにこれらに類するもの）のある施設については、次に掲げる施設を除き、使用許可等を業務の範囲に含める。

ア 個別の法律により指定管理者に入居許可を行わせることが認められていない施設

◎市営住宅

イ 使用許可を行うに当たり、行政自ら判断することが適当である施設

◎留学生会館（居住施設）

◎市営店舗・市営住宅等附設駐車場

ウ 占用の許可については個別の法律により、また、行為の許可については行政自ら判断することが適当であることから、指定管理者に権限を付与しない施設（ただし、※の施設に係る行為の許可については、指定管理者に権限を付与する。）

◎ 中央公園（広島城区域に限る。） ※

◎ 森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）

◎ 森林公園（昆虫館）

◎ 中央公園（旧広島市民球場跡地イベント広場に限る。） ※

◎ 広島駅南口地下広場

◎ 中央公園（ファミリープールを含む。）

◎ 安佐動物公園

◎ 植物公園

◎ 広島広域公園

◎ 新牛田公園・牛田総合公園

◎ 竜王公園

◎ 草津公園

◎ 西部埋立第五公園

◎ 寺迫公園

◎ 可部運動公園

◎ 瀬野川公園

◎ 佐伯運動公園

◎ 街区公園等

◎ 中央公園広場エリア ※

◎ 大芝公園（交通ランドを含む。）

- (2) 指定管理者の自主的な運営を促し、経営努力のインセンティブを高めるとともに、施設のより効果的な活用を図るため、原則として利用料金制を導入する。

4 指定管理者の指定単位

指定管理者の指定は、施設ごとに行う。ただし、複数の施設を一体的・総合的に管理することにより、施設相互の連携が図られ、また、効率的な管理が期待できる施設については、複数の施設をまとめて指定する。

5 指定管理者の指定期間

- (1) 指定期間は原則 5 年間とする。
- (2) 専門職員の確保や事業運営の安定性等の観点から、指定期間を長期とする必要がある施設は 10 年間とする。
- (3) 廃止することを予定しているなどその他個別の事情がある施設は市長の定める期間とする。

6 指定の更新（更新制）

「8 指定管理者の業務実施状況の評価」の評価結果が指定期間（5 年間）の 1 年目より 3 年連続して高評価である公募施設の指定管理者が、当該指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合について、1 度に限り、当該指定管理者を非公募で候補者として選定することを可能とする（通算の指定期間は最長 10 年間）。

なお、更新後の指定期間は原則 5 年間とするが、施設の運用上の理由などにより、5 年未満とすることも可能とする。

7 公益的法人等が指定管理者に指定されなかった場合の対応

次に掲げる方策を組み合わせ、プロパー職員の適切な処遇を図る。

- (1) 当該公益的法人等の内部で、市派遣職員の引上げ等によりプロパー職員の職場を確保する。
- (2) 他の公益的法人等で、市派遣職員の引上げ等によりプロパー職員の職場を確保する。
- (3) 指定管理者による雇用などにより、プロパー職員の職場を確保する。

なお、非常勤職員については、当該公益的法人等で、上記(1)、(2)及び(3)に準じた職場確保のための努力をするが、やむを得ない場合は雇用の更新は行わない。

8 指定管理者の業務実施状況の評価

指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的として、毎年度、指定管理者の業務実施状況の評価を行う。

以下の事項を標準として、指定管理者候補者の評価等を行う。

1 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (1) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (2) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (3) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (5) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

2 公募施設の評価項目・配点等

(1) 評価項目・配点

評 価 項 目	配 点
【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5 点
【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] 事業計画書が、施設の設置目的に沿った効率的かつ効果的な管理が行えるものになっているか。 (例) ・講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ・管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ・利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	90 点～80 点 管理業務の実施に必要な企画力、専門的ノウハウ等の水準に基づき、上記の範囲内で配点を定める。
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 (例)財務諸表に基づく各種指標（自己資本比率、流動比率、当座比率、負債比率等）等による分析 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 (例)適正な人員体制・人員配置（防火管理者等業務履行に必要な資格、専門職員の配置等） ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 (例)管理規定の有無、研修体制等 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【その他】 施設の性質や目的等に応じて項目を追加することができる。	
【管理経費の縮減】 ① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。 ② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（5点～15点）とする。 ③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 [算式] $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{〇〇点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$	5 点～15 点 評点の合計が100点となるように配点を定める。
計	100 点

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

(2) 加点減点項目・配点

施設の性質や目的等に応じて加点減点項目・配点を定めるものとする。

【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が5.0%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、 障害者雇用率を「2.5%→2.8%」 「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と
【環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点	
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点	
【地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。	

3 非公募施設の評価項目等

(1) 評価項目

評価項目	適・否
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 事業計画書が、施設の設置目的に沿った効率的かつ効果的な管理が行えるものになっているか。 (例)・講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ・管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ・利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 (例)財務諸表に基づく各種指標（自己資本比率、流動比率、当座比率、負債比率等）等による分析 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 (例)適正な人員体制・人員配置（防火管理者等業務履行に必要な資格、専門職員の配置等） ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 (例)管理規定の有無、研修体制等 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【その他】 施設の性質や目的等に応じて項目を追加することができる。	
【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

(2) 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】	
① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】	
ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 2.1 の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】	
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】	
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に、本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内に、その他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が８割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が５割以上で８割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が２割以上で５割未満の場合	該当・非該当

※ 町内会、自治会には適用しない。